

## — 平成22年度税制改正 —

# 個人の税金はこう変わる！

### 定期金に関する権利の評価（相続税・贈与税）



村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所  
税理士

「相続税法24条」をご存知ですか？

定期金（年金）受給権の評価に関する税制です。今まで定期金給付契約を活用した相続対策は、節税効果もあり非常に有効に機能してきました。これは、定期金として受取る権利を相続等により取得した場合は、課税の対象額を定期金として受け取る総額より少なく評価するという、「相続税法24条」によるものだったのです。が、これがなんと50年ぶりに改正されたのです！

5月号では、個人に係わる平成22年度の税制改正のうち、所得控除（所得税法）と住宅取得等資金贈与（相続税法）を中心に改正のポイントを取り上げました。今月号も個人に係わる重要な税制となりますが、50年ぶりの改正として大変注目された、この「相続税法24条」関連の改正ポイントを取り上げてみたいと思います。

〔質問1〕

平成22年度税制改正で話題となっている「定期金に関する権利」とはどのようなものですか？

〔回答〕

定期金に関する権利とは、年金のように一定期間、現金などの給付を受ける権利をいいます。税法上では、民間の個人年金保険などが該当します。定期金は、給付事由の発生の有無により区分され、さらに給付事由が発生しているものについては、「有期定期金」「無期定期金」「終身定期金」の3つに分類されます。定期金に関する権利は、原則として相続税及び贈与税の課税対象となります。

〔質問2〕

現在個人年金保険契約を締結していますが、今回の改正でどのような影響がありますか？

〔回答〕

個人年金保険の年金受取開始時において、保険料負担者である契約者が年金受取人でない場合には、相続税または贈与税の対象となります。

旧法では、相続税法24条による低い評価額で贈与税又は相続税が課税されていましたので、一括受取りの場合に比べ財産評価減効果がありました。しかし、今回の改正により、年金でも一括受取でも基本的に大きな差がない評価額で課税されることになりました。

【例1】個人年金保険の年金受取開始時

契約者（保険料負担者）≠ 年金受取人

【例2】生活保障特約の受取時

契約者（保険料負担者）= 被保険者 ≠ 死亡保険金受取人

<改正前>

相続税法第24条による低い評価額が相続税又は贈与税の課税対象

- ⇒ 一括受取りの場合の評価額と大きな差
- ⇒ 評価の妥当性に問題



<改正後>

年金でも一括受け取りでも相続税・贈与税の評価額に大きな差がない

- ⇒ 相続税・贈与税の財産評価減効果は基本的になし

〔質問3〕

「定期金に関する権利」の評価方法は今回どのような理由から見直されることになったのですか？

〔回答〕

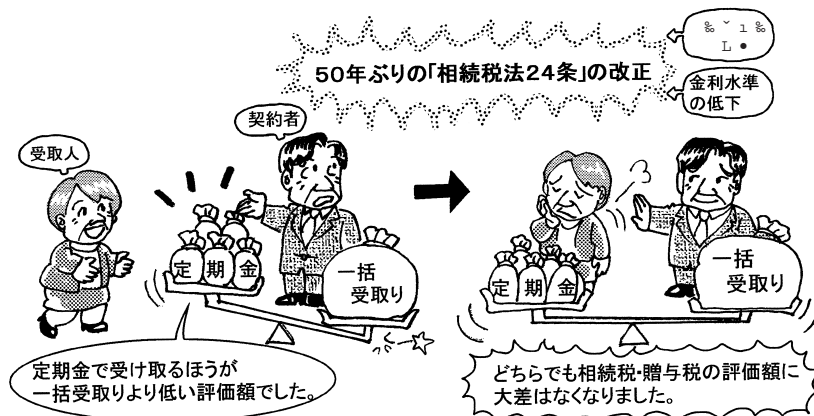
定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価については、昭和25年当時の金利水準や平均寿命などを勘案して定められていました。しかし、その後改正は全く行われなかったため、金利水準の低下や平均寿命の伸長は反映されず、旧法評価方法による算定額と年金受取額の現在価値とが大きく乖離している状況にありました。年金受給権として低い評価を受けた後、一時金を選択でき

る高額な一時払い個人年金保険などについては、適正課税の観点から問題視されてきました。

このような理由から、平成22年度税制改正において抜本的な評価方法の見直しが行われました。この改正は、50年ぶりの改正（改正相続税法24条の施行日は平成23年4月1日）であると言われており、旧法律による評価方法とは大きく異なる評価方法となりました。

金利水準と平均寿命の差異

	昭和25年	平成17年
金利水準	8.0%	1.5%
平均寿命（男）	58.0歳	78.5歳
平均寿命（女）	61.5歳	85.5歳



〔質問4〕

「定期金に関する権利の評価」に関する改正のポイントを教えてください。

〔回答〕

相続税及び贈与税の課税における「定期金に関する権利の評価」の改正ポイントとして、給付事由発生の有無により、それぞれ次の点が注目されます。

- (1) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額によること。
  - ① 解約返戻金相当額
  - ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額
  - ③ 予定利率等を基に算出した金額
- (2) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額によること。

〔質問5〕

「定期金に関する権利の評価」に関する改正前と改正後の具体的な内容を教えてください。

〔回答〕

1. 改正前の評価方法

(1) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価

定期金給付契約でその契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次のようにして評価することとされていました。

イ 有期定期金（確定年金）

残存期間に受けるべき給付金額の総額に次の割合を乗じて算出した金額（1年間に受けるべき金額の15倍が上限）

残存期間	5年以下	10年以下	15年以下	25年以下	35年以下	35年超
割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価方法の見直し

改正前

1. 給付自由が発生しているもの  
(例) 有期定期金の場合  
次の①、②のいずれか少ない金額
  - ① 給付金額の総額  
×残存期間に応じた割合(20~70%)
  - ② 1年間に受けるべき金額×15倍
2. 給付事由が発生していないもの  
払込済保険料等（総額）  
×払込開始の時からの経過期間  
に応じた割合（90~120%）



改正後

1. 給付自由が発生しているもの  
(例) 有期定期金の場合  
次の①~③のいずれか多い金額
  - ① 解約返戻金相当額
  - ② 一時金相当額
  - ③ 1年間に受けるべき金額  
×予定利率等の複利年金現価率  
(残存期間に応ずるもの)
2. 給付事由が発生していないもの  
原則として、解約返戻金相当額

- (注) 1. 上記1は原則として平成23年4月1日以後の、上記2は平成22年4月1日以後の相続・贈与について適用。
2. 「定期金」とは、個人年金保険など、年金形式で受け取るものをいい、給付事由の発生により年金等の受給が開始される。
3. 複利年金現価率とは、一定期間、一定金額を受け取るためには、今いくらの元本があればよいかを求める際に用いる率をいう。

ロ 無期定期金

1年間に受けるべき金額の15倍相当額

ハ 終身定期金（終身年金）

その者の受給権取得時の年齢に応じ、1年間に受けるべき金額に次の割合を乗じて算出した金額

権利取得時の年齢	25歳以下	40歳以下	50歳以下	60歳以下	70歳以下	70歳超
倍数	11倍	8倍	6倍	4倍	2倍	1倍

(2) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価

定期金給付契約でその契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、その掛金（保険料）の払込開始の時からその契約に関する権利を取得した時までの経過期間に応じ、その時まで払い込まれた掛金（保険料）の合計金額に、次の割合を乗じた金額によることとされていました。

経過期間	割合
5年以下	90%
5年超10年以下	100%
10年超15年以下	110%
15年超	120%

2. 改正の内容

定期金に関する権利の評価は、次の区分に応じ、それぞれ次により行うことになりました。

(1) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価

評価額は、次に掲げるところによります。

イ 有期定期金

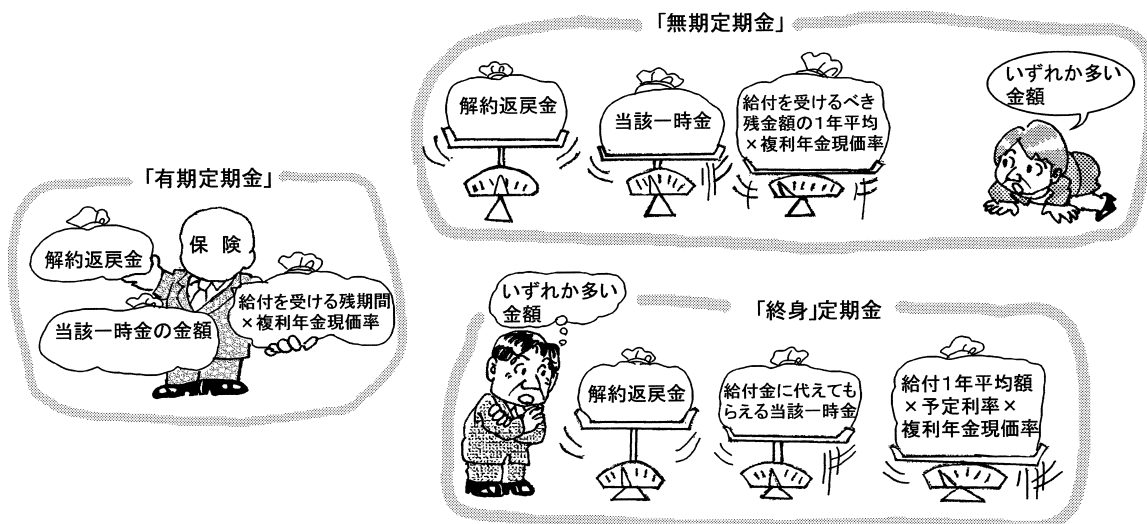
次に掲げる金額のうち、いずれか多い金額

- ① 当該契約に関する権利を取得した時において、当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額
- ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額
- ③ 当該契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率（当該契約において予定利率が定められていない場合には、国債の金利水準を勘案して国税庁長官が定める利率とする※1）による複利年金現価率（複利の計算で年金現価を算出するための割合として財務省令で定めるもの※2）を乗じて得た金額

ロ 無期定期金

次に掲げる金額のうち、いずれか多い金額

- ① 当該契約に関する権利を取得した時において、当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額
- ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得



した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額

- ③ 当該契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額を、当該契約に係る予定利率（※1）で除して得た金額

#### ハ 終身定期金

次に掲げる金額のうち、いずれか多い金額

- ① 当該契約に関する権利を取得した時において、当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額
- ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額
- ③ 当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数として政令で定めるものに応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率（※1）による複利年金現価率（※2）を乗じて得た金額

（注）「政令で定める余命年数」は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる「年齢及び性別に応じた平均余命」です。

#### （2）給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価

評価額は、次に掲げるところによります。

イ 当該契約に解約返戻金を支払う旨の定めがない場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、100分の90を乗じて得た金額

- ① 当該契約に係る掛金（保険料）が一時に払い込まれた場合

当該掛金（保険料）の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間（次の②では、経過期間という）につき、当該掛金（保険料）の払込金額に対し、当該契約に係る予定利率（※1）の複利による計算をして得た元利合計額

- ② ①の場合以外の場合

経過期間に応じ、当該経過期間に払い込まれた掛金（保険料）の金額の1年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率（※1）による複利年金終価率を乗じて得た金額

- ロ イの場合以外の場合

当該契約に関する権利を取得した時において、当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

#### 3. 適用関係

##### （1）給付事由が発生している定期金に関する権利の評価方法（上記2の(1)）を定めた相続税法第24条の規定

- ①（原則）平成23年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税については、改正後の規定を適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税については、改正前の規定が適用されます。

- ②（特則）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利（改正後の第24条に規定するものに限る）を平成23年3月31日までに相続若しくは遺贈又は贈与により取得する場合には、①の定めにかかわらず、改正後の規定が適用されます。ただし、次に掲げるものに係る定期金給付契約に関する権利は、この特則の対象外です。

- i 保険者が被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する生命保険契約における当該保険金（個人年金保険契約などに係るものを除く）
- ii 確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける年金など

（注）平成22年4月1日前に締結された定期金給付契約について同日から平成23年3月31日までの間に変更が行われた場合には、その契約は変更があった日に新たに締結されたものとみなされますので注意が必要です（下記「附則に記載された事項」をご確認下さい）。

**【改正令附則2③】に記載された事項**

定期金に関する権利の評価に関する経過措置として、平成22年3月31日までに締結された定期金給付契約のうち、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に契約内容に変更があった場合（省令で定める軽微な変更を除く）には、契約内容の変更のあった日に新たに締結された定期金給付契約とみなすこととされました。旧法が適用されるものであっても、平成23年3月31日までに契約内容に変更を行った場合には、新法が適用されます。

**【改正規則附則2】に記載された事項**

次に掲げる事項以外の変更については、軽微な変更として取り扱われる旨が記載されています。

- ① **次に掲げる事項の変更**その他当該契約に関する権利の価額の計算の基礎に影響を及ぼす変更
  - ・ 解約返戻金の金額
  - ・ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる契約に係る当該一時金の金額
  - ・ 給付を受けるべき期間又は金額、予定利率
- ② **契約者又は定期金受取人の変更**
- ③ 当該契約に関する権利を取得する時期の変更
- ④ ①～③に掲げる変更に関連する変更

(2) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価方法（上記2の(2)）を定めた相続税法第25条の規定

平成22年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税については、改正後の規定を適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税については、改正前の規定が適用されます。

〔まとめ〕

現在までに定期金給付契約を締結されている方については、相続税や贈与税の節税対策として考えられていた方も多いためです。また、平成22年3月31日までに定期金給付契約を締結し平成23年3月31日までに贈与により定期金（年金）受取人に定期金（年金）を受取らせるような形態での駆け込み契約が多く見られたようです。定期金給付契約を活用しての節税効果を担保するためには、贈与等の時期が重要なポイントになりますし、既契約の内容の変更を行う場合には十分な注意と専門家による正確な手続きが必要です。節税対策としてお考えの保険契約については、お早めに税の専門家にご相談されることをおすすめします。

今後新たに契約するものなど新法適用となる保険契約については、これまでに比べ定期金受給権評価額は引き上がり、実際の相続税・贈与税は増えるケースが大半であると思われます。このように今回の改正で節税効果は大幅に薄れることになりましたが、定期金給付契約は、契約時点で受取人を確定させることができ、財産のスムーズな移転に寄与するものでもあります。そして保険本来の役割には何ら変わりはありません。

なんと言っても50年ぶりの改正ですから、今回の税制改正が既にご加入されている保険契約の内容等を改めて見直してみるきっかけになれば良いと思います。そして今後の相続対策を今一度別の視点・角度からご検討されてみてはいかがでしょうか。

